

【目次】

松林恵子新署長 大久保篤新副署長にインタビュー

税務署だより --- 4 都税事務所だより --- 5 法人会の活動 ―― 6~7 天三町会の歩み --- 8~9 【天三町会75周年記念誌より】 法人会の「平成29年度税制改正に 関する提言」まとまる ―― 10~11 事務局だより --- 11





▲「晩秋を映す大泉水」(六義園)



Interview

松林 恵子 新署長 大久保 篤 新副署長 インタビュー ×「いつも笑顔で」

ようやく秋の気配を感じさせる爽やかな空気に包まれた9月30日午前10時、7月に赴任された歴代二人目の女性署長となる松林恵子署長と大久保篤副署長のインタビューを、松下広報委員長、森田副委員長、山中委員(女性部会長)と共にさせて頂きました。和やかなインタビューとなりました。

■ご着任から3か月、本郷地域の印象はいかがですか?

署長:落ち着きがあり、上品さ溢れる街。皆様の 遵法意識の高さに敬服し、歴史と伝統をひしひしと 感じます。 気さくでお話ししていて楽しい方ばかりで 嬉しく思っております。

副署長: 税務関係団体の活動が非常に活発であると感じます。お祭りも毎週のように各所で活発に催され、地元民同士の繋がりが強いように感じます。また、遵法精神の高さも感じられます。

Q前任地等でのお仕事は?

署長: 東京国税局 調査部 統括官として、大規模法 人に係る調査の指揮を執っておりました。その前は 東京国税局 調査部 特別国税調査官として超大規 模法人の調査を行っておりまして、さらにその前には、 品川署で副署長(法人・酒担当)をしておりました。

副署長:東京局での資料情報事務を取りまとめる部

署におりました。法定調書に係わる部署です。その 前は山梨県鰍沢(かじかざわ)署で総務課長をしてお りました。

Qご出身地は?

署長:新潟県出身です。

副署長:東京都北区赤羽出身です。

Qご趣味は?

署長:愛犬(チワワ)の散歩です。三度の食事より 散歩が好きな犬です。他には、温泉もいいですね~。 副署長:サイクリングです。荒川土手を走るのはとて も爽快です。ちなみに18歳になる男の子と中3の女の 子がいますが、妹の方は走り高跳びの東京代表です。

ℚお好きな食べ物、お酒は?

署長:和食、イタリアン、洋食、中華など何でも戴きますが、割とさっぱりしたものが好きです。 お酒は



▲ 署長室でのインタビュー

嗜む程度ですが、日本酒やワインなどの醸造酒系が いいかなと。

副署長: 食べ物はなんでも。お酒は下戸でして、 まったく飲めません。

Q本郷法人会に希望される事は?

署長: わたくし達の大切なパートナーとして、より良い 税務行政となるよう、力を合わせ一緒に歩んでまいり たいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

最近の活動として、絵はがきコンクールがありますが、この取組みは租税教育の一環であると同時に社会貢献活動でもある事業だと考えております。

本郷法人会は歴史と伝統があり、ボランティア精神 高く、会活動も活発な素晴らしい会であると感心して おりますし、またいつも感謝しております。

副署長: 今後とも引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

②本郷地域とどのような関係を築いていきたいですか?

署長: 笑顔と感謝と愛をモットーに、地域の方々と 仲良く様々な行事等で連携協調させて頂きたいと 思っております。また、いろんなご意見を伺いたく 思っております。 **副署長**: 税務行政に限らず、様々な意見を自由に意 見交換出来るような関係でありたいと思っております。

Q座右の銘など御座いましたらお聞かせください。

署長:「いつも笑顔で」ですね。

副署長:「迷ったらやる。迷ったら話す。迷ったら 進む」です。

(女優か TV キャスターのような感じの松林署長ですが、気さくで常に笑顔を絶やさないところがとても印象に残りました。大久保副署長は静かな中にしっかりとした芯のある方とお見受けしました。短い時間のインタビューでしたが今後とも、本郷法人会を引き立てて頂けることと確信いたしました。)(五十嵐記)



▲(左より、五十嵐副会長、森田副委員長、松林署長、大久保副署長、山中委員、松下広報委員長)

~「税を考える週間」とは~

平成 28 年 11 月 11 日(金)~17 日(木)

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて 租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な 広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」は、テーマを「くらしを支える税」として、以下のとおり実施します。

1 国税庁ホームページによる広報

国税庁の取組紹介

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- 国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。
- 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- 国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

2 SNS を利用した広報

, ○ ツイッタ―による情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施します。

また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

4 社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続などへの国税庁の取組

〇 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度については、平成27年10月からマイナンバー (個人番号) 及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。 なお、平成29年1月以降は、各種申告書や法定調書等への番号記載が本格化することから、国税庁

においては、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関であることから、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活用 されるよう、関係省庁と連携を図りつつ、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活 用の働きかけに取り組みます。

O e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

税に関する情報は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ

国税分野におけるマイナンバー制度に関する情報は (www. nta. go. jp/mynumber info/index. htm)、国税庁法人番号公表サイト (www. hou j in-bangou. nta. go. jp) へ

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま

平成 29 年度から 個人住民税の 特別徴収を徹底します!

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

特別徴収とは?

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収義務者となる 事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にしていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索

特別 徴収 推進 ステーション http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html

個人住民税PRキャラクター ぜいきりん

法人会創立65周年 女性部会創立45周年記念式典を挙行 記念講演会「すしざんまい 木村 清社長」の市場最高値1億5.540万円の本鮪を 競り落としたマグロ大王の挑戦人生」を聴く

法人会創立 65 周年 女性部会創立 45 周年記念式典が 9 月 28 日(水)、午後 4 時より文化シヤッター BX ホー ルに於いて開催された。司会は吉田久夫総務委員長が務めまず、松尾紀彦実行委員長が、「本日、創立65周 年の記念すべき日を迎えられましたのは永年に亘り本会にご尽力を賜りました、多くの先輩方のご努力の賜物と 改めて感謝申し上げますと共に敬意を表します。」とあいさつを述べた後、国歌斉唱、黙祷と続いた。

また、加藤会長が「昭和25年1月に111社で発足以来、永い歴史と伝統に培われた法人会の「税のオピニ オンリーダー」として、今後も緒先輩の伝統を守りつつ新しい法人会としての活動並びに事業に取り組み申告 納税制度の普及に努め納税道義の高揚、更なる社会貢献活動に取り組んで参ります」と力強く式辞を述べた。 引き続き、山中 一江女性部会があいさつを行った。

その後、松林 恵子署長、成澤 廣修区長、入江 大都税事務所長に祝辞を頂戴した後、第2部記念講演会となっ た。講演会では、講師の(株) 喜代村(すしざんまい) 木村 清社長が「市場最高値1億5,540万円の本鮪を 競り落としたマグロ大王の挑戦人生」をテーマに自分の生い立ちや築地場外に日本初の年中無休で 24 時間営 業のすし店「すしざんまい本店」を開店させたことなどマグロへの情熱を語った。



▲「女性部会のあゆみ」を話す山中女性部会長 ▲ 祝辞を述べる松林署長





▲ 式辞を述べる加藤会長



▲ 講演をする(㈱喜代村(すしざんまい)の木村清社長



功労者感謝状を受ける森田俊介氏 ▲ 浅沼慧氏



▲ 熊谷昌之氏



▲ 鳥山金一郎氏

第30回 法人会全国青年の集い「北海道大会」に参加して ~ Be Ambitious! Do Action! ~

青年部会長 塙 英幸

平成28年9月8日(木)~9日(金)、北海道旭川市にて第30回法人会全国青年の集い「北海道大会」に参加いたしました。全国各地より選抜された局連の代表による租税教育活動のプレゼンテーションを観て、各地の素晴らしい取り組みを当会でも参考にしていきたいと思いました。

また、部会長サミット円卓会議では、全法連青連協で進めている「税の使途」に関する提言のもと「社会保障制度について考える」及び「租税教育活動への反映」を議論しました。社会保障制度の使い道(受益)は、今後「高福祉・中福祉(現状維持)・低福祉」のいづれが良いか?「医療・介護・年金・子育で・生活保護」のどの分野に力を入れて配分したら良いか?社会保障制度の集め方(負担)は、今後「高負担・低負担(現状維持)より低負担のいづれが良いか?「直接税・間接税・社会保険料」のどの分野に力を入れて配分したら良いか?これまでにない税に関するテーマだった為、白熱した議論がなされました。



▲ 左より、富永副部会長、塙部会長、吉田副部会長



▲ 部会長会議に参加した塙部会長

平成28年度会員増強大会及びチャリティー寄席 -上野鈴本演芸場で開催-

平成28年度会員増強大会及びチャリティー寄席が9月8日(木)、午後5時30分より上野鈴本演芸場で開催された。第1部会員増強大会では、田中厚生組織委員長が本年度の推進施策を説明、50社を目標に各支部、地区の目標件数を掲げ全力で推進することを説明した。その後、本郷税務署 松林署長が日頃の税務行政に対する御礼を述べた後、大同生命保険(株)内藤支社長・AIU 損害保険(株)林見営業二課マネジャーがそれぞれ概況説明をした。引き続き、第2部のチャリティー寄席が始まり落語や漫才、紙切りなどが催され楽しい一時を過ごした。



▲ 来賓あいさつをする松林署長



▲ 今年の会員増強運動推進施策を説明する田中厚生組織委員長

あれこれ思い出放談(I)

天三町会の歩み

一 山の手と下町を結ぶ粋で賑やかな愛すべき町 ―

(文京区湯島3丁目33番~湯島3丁目38番、湯島3丁目42番~湯島3丁目47番)



塚原 喜三郎 (常任理事)



鈴木 信子 (常任理事)



内保 留七 (常任相談役)



佐藤 要一 (天三町会会長)



田邉 泰治 (天三町会副会長)

■昔のメイン通りは今と違う

佐藤 今日は、お集まりいただきましてありがとうございました。お年寄りは一人が一つの図書館をもっていると言われています。昔話に花を咲かせたいと思いますのでよろしくお願いいたします。いちばん印象に残っているのはどんなことでしょうか。何でもいいので思いつくままにお話ください。まず、戦前のことからいきましょうか。

内保 戦前のことでいえば、中坂の馬車のことが印象的ですね。切通しのところはまだ荒れ果てた急な坂になっていましたから、馬車は中坂を通って本郷と上野広小路を往来していたんだよ。

佐藤 そういえば、明治維新のときの彰義隊の戦争で西郷隆盛が率いる薩摩軍は、湯島天神の境内に集まって、男坂を下って広小路方面に進出したという話もありますから、今の切通しが春日通りとまっすぐに結ばれたのは、市電が通るようになってからだね。

田邉 そうそう。三共社の北岡さんが、江戸時代の勉強しているという湯島にゆかりのある山田久俊さんからいただいたという地図をもってきましてね。その地図にはコメントがついていましたから、紹介しますよ。

「引き回しルートは、小伝馬町の牢屋敷をスタートし、南に下り、三田から北へ上がり、北岡屋敷(注:現・仲町通り)を通って隅田川西岸をさらに北へ上がり、花川戸北方で折り返し、柳橋附近を通って元の牢屋敷へ戻るラウンドコースだったようです。見せしめとエンターテインメントを兼ねていたので、沿道は主だった藩邸を通っています」

まさに、当時の大イベントみたいなものだったようですね。町内の人たちが総出で見物したようですが、当時のメイン通りは、今の仲町通りということに

なりますね。

佐藤 その引き回しのルートが、今もわれわれの 町内にあるということですね。人の流れが今とは まったく違っていたんですね。

内保 昭和の初期でも、今の交差点のあたりの 昌平通りがなかったよ。神田方面から来ると、ちょ うど湯島天神の男坂の下のところを左に折れ、町 会会館を右折して、切通しを横断、岩崎邸の塀に 沿って仲町通りを通って根津通りに出るというのが 本通りだったね。

その後、区画整理で道路を九尺ほど(約三メートル) 広げる工事が行われ、メンコなんかをして遊んだ小さな路地がなくなっていったんだよ。

塚原 そうそう、今のハイタウンの門のところが本通りだったらしいよ。

田邉 そのころはまだ、春日通りはなかったからね。池之端に抜ける通りは、細くて曲がりくねっていたんだよ。だから、今の仲町通りの幅が、昔の幅だったと思うよ。

内保 昭和に入ると、東京の郊外から野菜などを 運んでくる牛車や荷車が増えて、人の行き来も多く なりますが、中坂は車が通れず、丸太を置いた段々 坂だったね。丸太で通り道をジグザクにして、そこ に御影石を敷き詰めていました。馬のひずめと石が こすりあって火花が散るんだよ。馬が倒れてしまう こともあったね。

佐藤 父から聞いたことがありますよ。馬が火花を散らしてあえぎながら坂を登っているのに、鞭を打つもんですから、動物を虐待するなと馬引きと喧嘩したことがあると言っていましたよ。

鈴木 そうよね、お父さんは料理人ですものね。生き物に対してやさしかったのよ。

内保 鞭だけではなく、水なんかもぶっかけられていましたから、かわいそうでしたよ。

塚原 私なんかは、まだ子どもでしたから、馬車がくると、こっそり隠れて乗り込んで遊んでいましたね。見つかってよく叱られたもんです。切通しの途中には水飲み場があり、荷車の後押しをする「立ちん坊」と呼ばれる人たちもいたね。荷物は神田の野菜市場から上の本郷に運ぶ野菜なんか、あとは肥樽かな。

鈴木 それをかぶったことはありませんでしたか。(笑い)

■子どものころの遊びはメンコやベーゴマ

佐藤 子どものころはどんな遊びをしましたかね。 田邉 不忍池ではよく遊びましたね。昔は不思議 なもので、町内でも一区画ごとにガキ大将がいて、 縄張りみたいなものがありましたよ。

内保 いちばんはっきりしていたのは、春日通りをはさんで向こうとこっちではグループが分かれていて、遊ぶ仲間も違っていたね。

鈴木 紙芝居もありましたね。夕方になると飴を売りながら町内を回っていました。上のほうにあった本郷館にもよく映画を見にいきましたよ。

塚原 ベーゴマやメンコは楽しかったな。まるで博打場みたいなもので、私なんかは小さいくせに大人相手にやってね。当時は職人さんなんかもやっていましたが、よく悪口言われてね。なにしろ強かったもんだから、「お前は生意気だ!」と叱られたもんです。

内保 こまは店で売っていましたが、それを自分で加工してね。

塚原 そう、自転車屋にはグラインダーがありましたから、角度なんかは自分なりの工夫をして、こまには名前をつけるんです。有名な女優さんの名前をつけては「俺のは○○だ!」なんて言いながら、こま

のケンカをしたものです。

田邉 こまの表面には赤や白など、いろいろな色を塗ったね。

塚原 窪んだところにコールタールも流したりしてね。バケツや小さい樽の上にござを敷いたのが土俵だったね。そのござを折るのが大変で、水をかけたりしてうまく曲げなければなりませんでした。よく大人に殴られてね。なにせ口八丁で悪態をつくし、相手が負ければもう本気になって殴りかかってきたね。

内保 塚原さんは悪だったもんね。

塚原 ベーゴマはお金にもなりましたよ。駄菓子屋さんにもっていくと、お金に換えてくれたんです。

佐藤 今でいえばパチンコの景品替えみたいなものですね。それを子どものころからやっていたんですね。

塚原 家にベーゴマを持って帰ると、オヤジに怒られるから、鬘やさんに行って箱に入れてもらい預かってもらってね。悪いことは何でもやったね。メンコなんかもまるで博打で「ブシキ」なんていうやり方だったよ。小さいメンコを裏にして10枚ほど並べて、一枚表にひっくり返すと相手のメンコが全部自分のものになりましたからね。総取りですから、負けたほうはもうくやしくてしょうがないよね。

内保 丸いのや四角なメンコもあったよね。

塚原 空き地はいっぱいあったから、町内相撲もよくやったね。

内保 そういえば、風呂屋のサン助をやっていた 人が強かったね。職人も多かったから盛り上がっ たね。

(天三町会75周年記念誌(平成17年1月思い出放談)より掲載 の為、内容が一部現在とは異なるところがあります。) 資料提供:小能大介氏

※ 法人会では様々な記事を募集しておりますので、掲載してもらいたい記事があれば委員会で検討いたしますのでお寄せ下さい。 (次号へ続く)



▲関東大震災で倒壊した街。かつて街を行き交った馬車(『東京·大震大火写真帳』より)

中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と 歳出・歳入の一体的改革を強く求める!

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の 理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

| | 税・財政改革のあり方

1.財政健全化に向けて

- ○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- ○2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では 18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会 保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示 した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間 目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確 実に行うべきである。
- ○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- ○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10% 程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き 上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽 減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分につ いて安定的な恒久財源を確保するべきである。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

- ○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
- ○少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3.行政改革の徹底

- ○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行革の徹底はその前提である。
- ○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4.消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、 税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点 から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましい

- ことを改めて明確にしておきたい。
- ○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応 するのが適当である。
- ○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果 等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さら に実効性の高い対策をとるべきである。

5.マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

6.今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅲ 経済活性化と中小企業対策

1.法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要 10カ国の平均は約22%となってり、これらと比較すると 依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効 税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き 下げも視野に入れる必要がある。

2.中小企業の活性化に資する税制措置

- ○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置 (平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、 直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長す る。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれて いる軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円 程度に引き上げる。
- ○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したう え、「中古設備」を含める。
- ○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、 損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。
- 〇中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資 本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を

使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3.事業承継税制の拡充

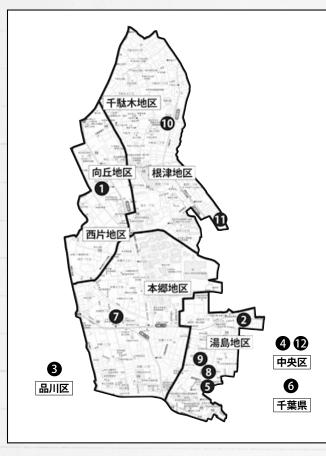
- ○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- ○納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがな

- されたが、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。
- ○本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の 納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。
- ○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の 一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への 課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。
- ○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の 評価のあり方を見直すことが必要である。

誌面の都合上、全てを掲載できませんので、法人会HPのトピックス新着情報をご覧ください。 http://www.hongohojin.or.jp/

HOJIN HONGO vol.471

事務局だより -新会員のご紹介-



● 合同会社 DB-SeeD	
向丘 1-6-12	3868-2500
産業医・産業医コンサルタント	

5807-7664

③ (一社)全日本労働福祉協会品川区旗の台 6-16-11 3783-9411 健康診断

4	(株)ナビ	
	中央区東日本橋 3-8-1 建石ビル	6231-0271
	製造業	

⑤ ビフレステック(株)	
湯島 1-12-4 小宮ビル 7F	5812-4004
研究開発業	

0	合同会社ポトフ	
	千葉県市川市新田 3-17-9	047-702-8842
	小売業	

0	(株)Creade (クリーデ)	
	本郷 4-7-12-101	5844-6380
	訪問看護	

8	(株)日総	
	湯島 2-2-8 日総ビル	3818-5611
	ビル管理業務	

ඉ 東芝医療用品(株)		🛈 (同)菱田編集企画事務所	
湯島 2-18-6 夏目ビル 3F	5805-1221	根津 2-1-16-103	090-6014-5868
医療機器販売		編集プロダクション	

㈱D.A.I. Foods 千駄木 2-32-4 千駄木ビル 301 飲食業	3823-7227	㈱富志 中央区日本橋人形町 1-5-6-5F サービス業	6661-0632

11 月号 編集後記

本郷法人会創立65周年、女性部会創立45周年の行事が無事に終わりました。当日、諸先輩方のお話をお聞きして、皆さんが積み上げてくださった歴史の上に今の法人会が在るとしみじみ感じました。

9月の根津神例大祭では歴史始まって初の23ケ町会連合宮入が行われ、町中に神輿が行きかい昔の活気が戻ってきたようでした。先頭には副会長、松尾さんの雄姿。

地域に根ざす本郷法人会の会員は町会や地域の要となっています。会員増強月間!沢山のお仲間が増えて、地域の和が広がると良いですね。 (山中 記)

■ 平成 28 年 11 月号(No.471)発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人: 広報委員長 松下 和正 〒 113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2 階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

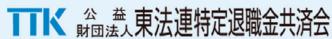
- 1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
- 3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
- 4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
- 5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、 現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- ●東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- ○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- ○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは



〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内 TEL:03-3357-1641 FAX:03-3357-1642 http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp



